

No.	⑤-29		R7当初予算額	1,164 百万円
事業名	離島漁業再生支援等交付金		府省庁名	水産庁
概 要	離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売面・生産面では不利な条件下に置かれている。このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。 また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっているため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の確保・定着を図るため、新規漁業就業者に対する漁船等のリースの取組を支援する。 さらに、離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図るべく交付金による支援を実施する。			
支援対象	都道府県		補助率	定額
対象事業	(1) 離島漁業再生事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。 (2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、独立して3年未満の新規漁業就業者に対し、当該集落又は漁協が漁船等のリースを行う際のリース料を支援するための交付金を最長3年間交付します。 (3) 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金に関する説明会の開催、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。 (4) 特定有人国境離島漁村支援交付金 特定有人国境離島地域において、漁業又は海業の起業又は事業拡大に要する経費等を支援するための交付金を交付する。			
支援内容	定額			
離島での実績	R6 対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）			
備 考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2392			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukoufukin/index.html			